加古川歯科保健協会補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、加古川市補助金等交付規則（昭和 61 年規則第 30 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、加古川歯科保健協会補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（補助金の種類等）

第２条　補助金の種類、範囲及び補助率は、別表に掲げるとおりとする。

（補助金の交付の申請）

第３条　補助申請者は、規則第５条に規定する補助金等の交付の申請をする場合において、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ）があるときは、当該消費税等仕入控除税額を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（消費税等仕入控除税額の報告等）

第４条　補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合は、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第１号）により市長に報告しなければならない。

２　市長は、前項の規定による報告があった場合において、確定した消費税等仕入控除税額が当該補助金等の交付の申請時に減額した消費税等仕入控除税額を超えるときは、消費税等仕入控除税額の全額又は一部の返還を命じなければならない。

３　補助事業者は、前項の規定により当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の返還を命ぜられたときは、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額の全額又は一部を市に返還しなければならない。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年４月１日から施行する。

（失効）

２　この要綱は、令和１１年３月３１日限り、その効力を失う。

別表（第２条関係）

補助金の種類	性　　質	事業費補助
	目　　的	加古川歯科保健センターの診療業務等に要する職員人件費を補助することにより、休日の救急歯科診療、障がい者診療並びに歯科保健指導及び歯科健康教育等の医療を確保し、口腔衛生向上の体制を整備するため。
補助金の範囲	対象となる者	加古川歯科保健協会
	対象となる経費	歯科保健センター事業に要する職員人件費
補助金の補助率又は額	補　助　率	10/10
	補助金の額	当該年度予算額を上限として、対象経費の実績に相当する金額。

様式第１号（第４条関係）

消費税等仕入控除税額報告書

年　　月　　日

加古川市長　様

補助事業者
住所又は所在地

氏名又は団体名

（代表者氏名　　）

年　　月　　日付けで決定を受けた補助事業については、補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定しましたので、次のとおり報告します。

補助年度	年度	補助金の名称	
交付決定年月日	年　月　日	交付決定番号	第　号
補助金交付決定額		円	
補助金の交付申請時に減額した消費税等仕入控除税額　※１		円	
消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等仕入控除税額　※２		円	
補助金返還相当額（※２の額から※１の額を差し引いた額）		円	
添付資料		１　補助金交付決定書の写し ２　補助金確定通知書の写し ３　その他（補助金返還相当額が分かる資料）	